

東労発基 0917 第 2 号

令和 3 年 10 月 26 日

公益社団法人東京労働基準協会連合会 会長 殿

東京労働局長



最低賃金及び中小企業に対する各種支援策の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会における審議を経て、令和 3 年 10 月 1 日から 1 時間 1,041 円に改正されます。

今回の改正額は、改正前に比較して 28 円（引上げ率 2.76%）の引上げとなり、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められているところです。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、9 月及び 10 月を「東京労働局 最低賃金・支援策周知強化期間」と位置づけ、集中的取組を推進しております。

つきましては、最低賃金及び各種支援策について、傘下の団体への周知、広報等への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、各種助成金の積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3.10.26

受付

令和3年度東京労働局 最低賃金・支援策周知強化期間要綱

～応援します！ TOKYO 1041 さいちんキャンペーン～

1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和3年10月1日から1時間1,041円に改正されることが決定した。

今回の改正は、改正前に比較して28円(引上げ率2.76%)の引上げとなり、中小企業・小規模事業者の負担が大きくなるとの指摘がある中、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められている。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和3年9月1日～10月31日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

(1) 関係団体を通じた周知

ア 主な団体及び業界団体等を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。【局】

イ 自治体及び各種団体に対し、改正最低賃金及び東京版業務改善助成金リーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局】【署】

ウ 労働基準監督署幹部による地域団体等への最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請を実施。【署】

(2) 個別事業場に対する周知

ア 経済産業省関東経済産業局と連携し、最低賃金及び各種支援策に関する説明会を開催。【局】

イ 最低賃金及び各種支援策について東京労働局YouTube公式チャンネル等を活用した情報発信を実施。【局】

ウ 労働基準監督署の各種説明会、監督指導、訪問支援等において最低賃金及び各種支援策の周知を徹底。【署】

エ 東京働き方改革推進支援センターによる出張相談会を開催し、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。

【局・署】

オ 「36 協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業」において、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。【局・署】

(3) その他

ア 最低賃金及び各種支援策を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、最低賃金及び各種支援策について周知を実施。【局・署・所】

イ 東京働き方改革推進支援センターの最低賃金引上げ相談用リーフレットを作成し、労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知を実施。【局・署・所】

ウ 求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、公共職業安定所庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【所】

エ 需給調整事業に係る事業主に対する最低賃金及び各種支援策の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置き等を実施。【局】

オ 包括連携協定を締結している金融機関に対し、最低賃金及各種支援策の周知依頼を実施。【局】



生産性向上・賃金引上げ 助成金のご案内

各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。

名 称	概 要	助 成 内 容	問 合 せ 先
1 業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を実施し業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる中小企業事業主等に業務改善に要した経費の一部を助成。 対象事業場：以下の2要件を満たす中小企業の事業場 ①事業場規模100人以下 ②地域別最低賃金と事業場の最低賃金の差額 30円以内	コース 時給引上げ20円、30円、45円、60円、90円 コース 助成率 3/4（一定の条件で 4/5） 上限額 20円コースの場合：引上げ1名 20万円 2～3名 30万円、4～6名 50万円 7～9名 70万円、10名以上※ 80万円 90円コースの場合：引上げ1名 90万円 2～3名 150万円、4～6名 270万円 7～9名 450万円、10名以上※ 600万円 ※10名以上は、生産量要件（コロナ禍の影響により前年又は前々年同期月比で売上額等の事業活動の指標が30%以上減少）に該当する場合のみ 助成対象 設備投資、コンサルティング、店舗改装等（例）	・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 （平日9:00-17:00） ・業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155 （平日8:30-17:15） ・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 （平日9:00-17:00）
2 キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成。	コース・助成額 ・正社員化コース（正規雇用労働者等への転換） 有期雇用から正規雇用 1人当たり57万円 等 有期雇用から無期雇用 1人当たり28.5万円 等 無期雇用から正規雇用 1人当たり28.5万円 等 ・賃金規定等改定コース （有期雇用労働者等の賃金規定を増額改定し昇給） 全ての有期雇用労働者等の賃金規定を2%増額 対象労働者が1～3名 9.5万円 等 ・賃金規定等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の賃金規定を新たに規定・適用） 57万円 等 ・諸手当制度等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用又は有期雇用労働者等を対象に法定外の健康診断制度を新たに規定し、4人以上実施） 38万円 等 等 7コース	・東京労働局助成金センター キャリアアップ助成金担当 03-5332-6923 （平日8:30-17:15） ・ハローワーク
3 人材確保等支援助成金	雇用管理の改善、生産性の向上等を通じた職場定着の促進のための助成。	コース 人事評価改善等助成、テレワーク等9コース 助成額 人事評価改善等助成コース 目標達成 80万円 ・人事評価制度等整備計画の認定 （人事評価制度と2%以上賃金アップ） ・人事評価制度の整備・実施 ・生産性の向上 ・賃金の増加（2%以上） ・離職率低下目標の達成	・東京労働局助成金センター 人材確保等支援助成金担当 （テレワークコースを除く） 03-5332-6924 （平日8:30-17:15） ・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係（テレワークコースのみ） 03-6893-1100 （平日9:00-17:00）
4 働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成。 (注) 令和3年度は、団体推進コース以外は令和3年10月15日で申請を締め切りました。	コース 労働時間短縮・年休促進コース、勤務間インターバルコース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース 助成額 労働時間短縮・年休促進コース（以下いずれか低い方） 取組みに要した費用の3/4（一定の条件で4/5） 成果目標の達成に応じ50万円又は100万円 ・時間外休日労働60（80）時間以下の36協定 ・特別休暇導入 ・時間単位休暇導入 （・時間給3%以上引上げ加算可）	・東京労働局 雇用環境・均等部企画課 助成金係 03-6893-1100 （平日9:00-17:00） ・東京働き方改革推進 支援センター 0120-232-865 （平日9:00-17:00）



東京労働局

生産性向上・賃金引上げ 助成金のご案内

各助成金の詳細は別添リーフレットをご参照ください。ご不明点は、下記問合せ先へお問い合わせください。

	名 称	概 要	助 成 内 容	問 合 せ 先
5	(中小企業庁) ものづくり・商業・ サービス生産性向上 促進事業 (ものづくり補助金)	中小企業生産性革命推進事業 革新的なサービス開発・試作品開発・ 生産プロセスの改善に必要な設備投資 等を支援 補助要件：以下を満たす3～5年の事 業計画策定・実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≧地域別最低賃金+30円 (※猶予措置あり)	補助率 通常枠 1/2 (小規模2/3) 低感染リスク型ビジネス枠 2/3 補助対象 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、 運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費等 ※海外旅費(グローバル展開型のみ) 広告宣伝・販売促進費(低感染リスク型ビジネス枠 のみ) 補助額 一般型 100万円～1,000万円 グローバル展開型 1000万円～3,000万円 等	・ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
6	(中小企業庁) 小規模事業者持続的発 展支援事業 (持続化補助金)	中小企業生産性革命推進事業 小規模事業者等が経営計画を作成して 取り組む販路開拓等の取組を支援	補助率 一般型 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 3/4 上限額 一般型 50万円 低感染リスク型ビジネス枠 100万円	<一般型> ・商工会地区 東京都商工会連合会 042-843-5317 ・商工会議所地区 補助金事務局 03-6747-4602 <低感染リスク型ビジネス枠> ・コールセンター 03-6731-9325 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728
7	(中小企業庁) サービス等生産性向上 IT導入支援事業	バックオフィス業務の効率化や新たな 顧客獲得等の付加価値向上に資するIT ツール導入を支援	補助率 通常枠 1/2 低感染リスク型ビジネス枠 2/3 補助対象 ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費 等 *低感染リスク型ビジネス枠は上記のものに 加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象 補助額 30万円～450万円 *以下を満たす3年の事業計画策定・実行により加点等 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≧地域別最低賃金+30円	・サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-424 ・東京都よろず支援拠点 03-6205-4728

最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課(03-3512-1614) または最寄りの労働基準監督署へ

令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。

○活用事例と留意点は裏面をご覧ください！

※申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

助成金の概要

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（※1） ・事業場規模（労働者数）100人以下	3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 （※2）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7～9人	70万円		
		10人以上★	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7～9人	100万円		
		10人以上★	120万円		
45円コース (8月新設)	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7～9人	150万円		
		10人以上★	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7～9人	230万円		
		10人以上★	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7～9人	450万円		
		10人以上★	600万円		

★ 特例事業場：コロナ禍の影響で前年又は前々年同期値と比較して生産量等（売上高、販売数等）が30%以上減少した事業場は10人以上の上限額の適用対象です。

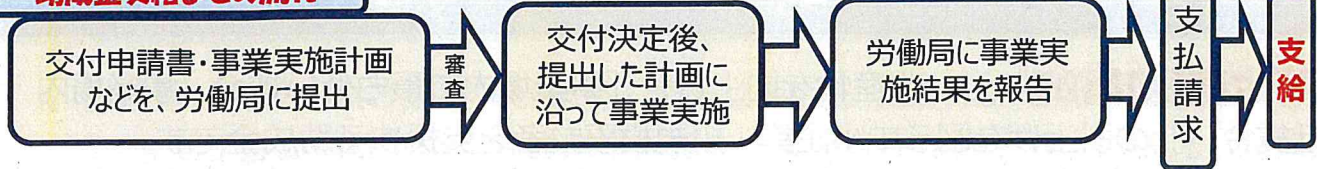
（※1）東京都最低賃金額は令和3年10月1日現在1041円ですので、雇入3か月以上で時間額1071円以下（月給者・日給者は時間額に換算）の労働者（試用期間で試用期間終了後に所定の昇給がある労働者、最賃特例許可労働者を除きます）が事業場に1人以上いることが申請要件です。（全員が1071円を超えている場合は申請できません。）

（※2）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

「引き上げる労働者数」とは？

「引上げ前の時間額が引上げ後の事業場内最低賃金額未満」かつ「コース額以上引き上げる」労働者の人数です。雇い入れ3か月未満の労働者も、これら2つの要件を満たしていれば、人数にカウントできます。

助成金支給までの流れ



お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」R3年8月10日～ 03-6388-6155(平日8:30-17:15)

または

- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-232-865 (平日9:00-17:00 千代田区神田富山町25サクス神田ビル2F)



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場所在地を管轄する都道府県労働局です。都内の事業場の申請窓口は、「東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係」03-6893-1100(平日9:00-17:00)です。申請は企業単位ではなく、事業場（店舗、営業所等）単位です。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン等の汎用性事務機器購入費、セキュリティ対策費等、**通常の事業活動の経費は助成対象外**です。
- ◇ **特例事業場で30円コース以上**ならパソコン（新規購入に限る）、11人乗以上の乗用車、貨物車も対象です。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

～・業務改善助成金の活用事例～

事例1 業務改善

ヘルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】新潟県 【従業員数】140人
【事業の種類】食品製造販売業

＜課題と対応＞弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっていた。そこで、助成金を活用してヘルトコンベアを導入しました。

＜導入後＞

盛り付け時間が25%削減

＜実施内容＞ヘルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

＜成果＞弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の増雇（事業場内最低賃金を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した）。

助成金活用のポイント
ヘルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

事例2 業務改善

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

＜企業概要＞
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食料品小売業

＜課題と対応＞繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

＜導入後＞

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、
預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

＜実施内容＞商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が操作できるようにしたことにより、精算時間を短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

＜成果＞レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の増雇（事業場内最低賃金を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した）。

助成金活用のポイント
セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
	② 外部専門家によるコンサルティング
助成対象となる取組の実施期間	③ テレワーク用通信機器の導入・運用
	④ 労務管理担当者に対する研修
評価期間	⑤ 労働者に対する研修
	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施
評価期間	機器等導入助成 ※評価期間の開始は事業主が設定
	目標達成助成 評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成	
支給要件	支給額
- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。 - テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 - 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の過半数を1回以上とする	支給対象経費の30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数
② 目標達成助成	
支給要件	支給額
- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 - 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 - 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	支給対象経費の20%（35%） ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※①内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いつながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guide.html
- テレワークの導入に当たっては、セキスイハイムの配慮も必要です。テレワークセキスイハイム（総務省）などをご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/toho_tsusin/teletwork/index.htm

ご利用の流れ



※①内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・問合せ先

東京労働局 雇用環境・均等部企画課（テレワークコース担当）
〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1
TEL03-6893-1100（9：00～17：00）

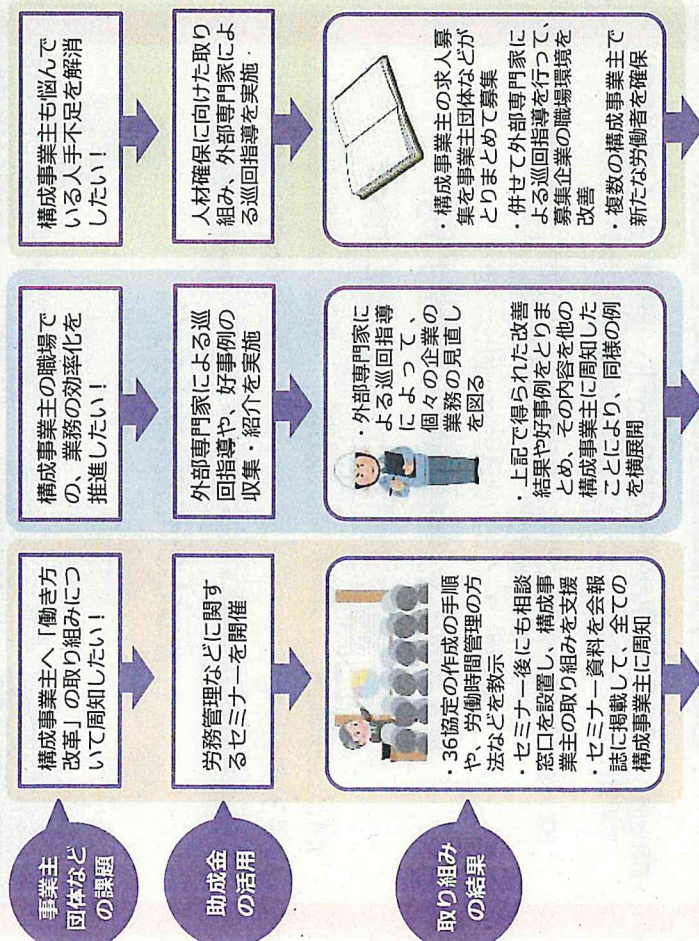


東京労働局 テレワークコース

「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。
業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体などの所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または **雇用環境・均等室** にお尋ねください。

▶ 労働局の所在地一覧
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

▶ 働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

働き方改革 厚労省 検索

団体推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など（※1）です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づき協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

（※1）事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。
中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取組先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に對してその取組または取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
① 対象経費の合計額	
② 総事業費から収入額（※2）を控除した額	
③ 上限額（※3）	

（※2）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などは該当します。
（※3）上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（従下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は1,000万円

ご利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：11月30日（火））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（事業実施は、令和4年2月17日（木）まで）

労働局に支給申請（締切：2月28日（月））

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら（<https://grants.go.jp/>）

生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」が、さらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」からできること。

補助上限 1,000万円または3,000万円、補助率 1/2 (原則)
で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

補助率 2/3 (低感染リスク型ビジネス枠)

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画 (3～5年) を策定・実施する
中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額 要件②：給与支給総額 要件③：事業場内最低賃金
+ 3 %以上/年 + 1.5 %以上/年 地域別最低賃金 + 30 円

※業種によって定額が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年 2～3 倍程度の採択倍率です。

かたてない「使いやすさ」へ。

データ連携や海外展開等の 最適なタイミングでの申請、あらゆる補助金の手続きを 新型コロナウイルス感染症 高度な取組や事業計画策定 十分に準備・事業期間の 大に対応し、ビジネスモデル の転換に取り組み事業者 向けに低感染リスク型ビジネス 枠(新特別枠)を創設 (J-Grants) 集約 確保が可能に スク(新特別枠)を創設

※詳細については、裏面 (次ページ) を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置
並びに令和3年度当初予算で措置



Be a Great Small.
中小機構

活用例

事例①(通常枠)

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

事例②(低感染リスク型ビジネス枠)

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発
(例 AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発 (部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換等)

新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1補正予算・R2補正予算 (そのほか、商業・サービス生産性向上促進事業) ※同業 ※中小機構が実施	一般型	新製品・サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	中小1/2 小規模 2/3
		新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルの転換に向けた前向きな投資を支援。(低感染リスク型ビジネス枠)	1,000万円	2/3
R3当初予算 (そのほか、商業・サービス生産性向上促進事業) ※同業 ※中小機構が実施	グローバル展開型	海外事業 (海外拠点での活動を含む) の拡充・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引き上げ。	3,000万円	中小1/2 小規模 2/3
	ビジネスモデル構築型	中小企業300人以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のため、面的支援プログラムを補助。 (例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、IoT導入等)	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
R3当初予算 (そのほか、商業・サービス生産性向上促進事業) ※同業 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なデジタル化支援、デザイン経営実践支援、IoT導入等 (連携体は5者まで)	2,000万円/者	中小1/2 小規模 2/3
	サブライチエーション効率化型	経営企業が主導するサブライチエーション全体を効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円/者	中小1/2 小規模 2/3

＜令和元年度補正・令和2年度第3次補正予算ものづくり補助金 (一般型 (低感染リスク型ビジネス枠含む)、グローバル展開型) の今後のスケジュール＞

5月13日 (木) 公募開始
6月3日 (木) 電子申請受付
8月17日 (火) 応募締切 (7次締切)

※6次までの各締切で未採択だった方は、7次締切に再度ご応募いただくことが可能です。7次締切分の採択発表は、9月末を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、7次締切後も申請受付を継続し令和3年度内に複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います (予定は変更する場合があります)。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



重要！：本補助金の申請にはGBizID (アカウント) の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続下さい。

GBizID 検索



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい
ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2/3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額：上限100万円

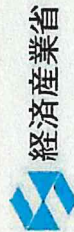
補助率：3/4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援（特別措置画面参照）

詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置



成果

持続化補助金活用イメージ

採択事業者の97.5%が客数増加、96.0%が売上増加を実現！

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムを活用やメニュー対応情報を発信した結果、問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

特別措置

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

① 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4（最大25万円）から、1/2（最大50万円）へ引き上げます。

② 審査時における加算措置を講ずることにより優先採択。

※詳細は公募要領をご覧ください

今後のスケジュール

<一般型>

応募締切：2021年6月4日（金）（5次締切）
：2021年10月1日（金）（6次締切）
：2022年2月4日（金）（7次締切）
当日消印有効

※第8回受付締切以降（2022年度以降）については、今後改めて案内します。

一般型事務局HP



商工会地域HP

商工会議所地域HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地域HPをご参照ください。

03-6747-4602

jGrantsによる電子申請／書類郵送で受付

<低感染リスク型ビジネス枠>

応募締切：2021年7月7日（水）（2次締切）
：2021年9月8日（水）（3次締切）
：2021年11月10日（水）（4次締切）
：2022年1月12日（水）（5次締切）
：2022年3月9日（水）（6次締切）

低感染リスク型ビジネス事務局HP等

補助金事務局HP jGrants（ID取得）



03-6731-9325

jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要なGZIPIDプライムアカウントの発行には、数週間がかかりますので、申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい 働き方改革・コロナ対策を進めたい 全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション)を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック！

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加え要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で

中小機構に措置



経済産業省



中小企業庁



Be a Great Small
中小機構

低感染 リスク型 ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2/3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金 活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。
『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。
「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

<IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始：令和3年4月7日（水）

応募締切：令和3年7月30日（金）17:00まで

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ホームページ



応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

※令和3年7月30日（金）の締切後も9月に締切を設ける予定です。9月以降の締切については、申請状況を随時変更予定です。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

東京都 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

1,041円 ^{28円 UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ
東京労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

業務改善
助成金の
動画も
あります。



支給の要件

1 事業場内最低賃金の
引き上げ

2 引上げ後の
賃金額の支払い

3 生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1 交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出

2 交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3 労働局に
事業実施結果
を報告

4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。